

総務建設常任委員会

令和 6 年 9 月 6 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年9月6日（金） 午前9時30分 開会
午前11時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 西川 善浩 |
| | 委員 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 奥本 佳史 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 川村 優子 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 下村 正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 員 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 税務課長 | 高 松 和 弘 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 板橋行則 |
| 書記 | 岩永睦治 |
| 〃 | 岸田聖士 |

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第46号 葛城市税条例の一部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

（1）災害に強いまちづくりに関する事項について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日までの一般質問に引き続きまして、今日から常任委員会、まずは総務建設常任委員会、本日したいと思います。今月9月は防災月間であります。私も、市民の方々と防災のことについて話し合う機会とかあったりとかするんですが、例えば、特によく聞かれるのが避難所のことについて聞かれまして、例えば、指定避難所、それから緊急指定避難場所とか、名前は分かっているんですが、機能も何かぼーっとざっくり分かっているような気がするんですが、じゃあ、いつ開くのか、どういうものが備蓄しているのかと言われるとなかなか分からなかったりとかして、その都度、生活安全課のほうに聞きに行ったりとかしているような感じであります。やはりそういうふうなやり取りの中で、防災に強いまちづくりということは、また市民同士の交流とかそういうところにもまち全体が強くなっていくとか、そういうふうなところにもつながってくるんじゃないかなと思います。

本日の調査案件の災害に強いまちづくり、これも今回の議題に上がっておりますので、皆さん、この辺りもしっかりと議論をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。増田議員、松林議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

それでは、議第46号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

上程をさせていただいております議第46号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本市税条例において、所要の改正を行うものでございます。主には市民税、それから固定資産税に係る改正となってございまして、国から通知のありました準則どおりの改正となっております。

改正概要につきましては、市民税では、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の整備、また、固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例において規定する課税標準額に乗ずる軽減割合の創設などがございます。

詳細につきましては、新旧対照表と資料のほうを用いまして、高松税務課長より説明をい

たします。

吉村委員長 高松税務課長。

高松税務課長 税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、葛城市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明のほう申し上げます。お手元に配付いたしております新旧対照表と合わせまして、こちらA4の議案名、葛城市税条例の一部を改正する条例と記載をしておる、こちら資料を合わせて説明させていただきます。

まず、条例改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が、これまでに各年度ごとの税制改正に伴い、それぞれ交付されてきておりまして、施行期日の関係で税条例の改正が必要なものから、その都度、順次税条例の改正を行ってきておるところでございます。今回の税条例の改正の主な改正点につきましては、市民税と固定資産税となっております。

それでは、新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。左側は改正前となっております、右側が改正後となっております、赤字の部分が改正箇所となっております。なお、今回の条例改正の内容につきましては、先ほど部長のほうからのご報告ありましたように、国から通知のありました準則どおりの改正となっておりますので、ご承知をお願いします。

それではまず、市民税に関する部分でございますが、新旧対照表の1ページの下段のほうから2ページにかけての赤字の部分でございます。第36条の3の2の第2項の新設部分でございます。こちらにつきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する規定を新たに追加するものでございます。給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合の記載につきまして、扶養親族の氏名等記載を必要とせず、異動がない旨を余白に記載することを可能にするものでございます。

こちらにつきまして、A4横の資料の1ページをご覧くださいと思います。国税庁のホームページに載っておりました給与所得者の扶養控除等の申告書となっております。簡易な扶養控除等申告書の記載方法につきましてでございます。掲載してあるのが実際の給与所得者の扶養控除等申告書となっております、上段の赤字で記載してある氏名とか、住所等につきましては、記載する必要があるんですけど、本来であれば、その下の部分につきまして、扶養親族、家族の名前とか全て書く必要がございますが、今回の改正につきまして、右のほうの余白の部分に前年から異動なしということを記載することで、簡易な記載ができるというための改正となっております。

それでは、新旧対照表のほうの2ページのほうに戻っていただきまして、次の第36条の3の2の第3項から3ページの中段、第6項の部分につきましては、先ほどの第2項が新設されたことに伴う項ずれの改正となっております。

続きまして、固定資産税に関する部分に入っていきます。3ページの中段の部分の第56条の部分でございます。こちらにつきましては、引用しております私立学校法の法律改正に伴って、条ずれの改正となっている部分となっております。

続きまして、新旧対照表のほう飛びまして、6ページ、7ページのほう、お願いいたし

ます。こちらにつきましては、固定資産税に関するわがまち特例制度に係る改正となっております。地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で地方自治体が条例で特例率を決定するわがまち特例制度における特例措置の改廃に伴う改正を行うものでございます。

まず、附則第10条の2第8項の部分でございます。こちらにつきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直しに伴う改正となっております。内容につきましては、バイオマス発電設備1万キロワット以上2万キロワット未満のうち、一般木質、木材とか農作物残渣区分に該当する固定資産に係るわがまち特例の特例率につきまして、7分の6で新たに制定するものとなっております。

次の附則第10条の2第9項から第15項までの部分につきましては、先ほどの第8項が新設されたことに伴う項ずれ等の改正となっております。また、改正前の附則第10条の2第15項につきましては、企業主導型保育事業による特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止に伴う改正となっております。子ども・子育て支援法に基づく一定の保育施設の用に供する固定資産に係るわがまち特例の終了によりまして、当該条文を削除するものでございます。

ここで、先ほどA4横の2ページのほうの資料のほうをご覧くださいと思います。保育の受皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置としまして、平成29年の税制改正のときに制定されたものでございまして、企業主導型保育事業の受皿の拡大を支援するために講じられてきた特例措置でございますが、企業主導型保育事業による保育の受皿を11万人とする国の整備目標が既に達成されておまして、令和4年度以降、新規の企業型保育事業はもう認められておらないと。今後、この特例措置の適用となる事業所が想定されないことから、国のほうで適用期限の到来をもって廃止することとされました。これに伴って、省令においても本特例措置の関係規定を削除することとなり、葛城市の税条例においても削除するものとなっております。

新旧対照表のほうの6ページの下附則第10条の2第16項と7ページの上段、第17項につきましては、先ほどの第15項に関する部分が廃止されたことに伴う地方税法附則の項ずれ改正となっております。

次に、附則第10条の2第18項についてでございますが、こちらにつきましては、滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置の見直しに伴う改正でございます。内容につきましては、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係るわがまち特例の特例率につきまして、2分の1で新たに制定するものでございます。

こちら資料の3ページのほうをご覧くださいと思います。資料、横型のほうですね。これは国土交通省の資料を基に説明させていただきます。滞在快適性等向上区域におきまして、民間事業者などが市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、固定資産税の軽減措置を講ずるものとなっております。実際どういうものが特例措置の内容になるのか分かりやすいかなと思っ

て、添付しております。左側中段のところに特例措置の内容としまして、民地のオープンスペース化に係る課税の特例としまして、オープンスペース化した土地、広場、通路等及びその上に設置されました償却資産、ベンチ、芝生等が対象となるようでございます。その下の部分で建物低層部のオープン化に係る課税の特例としましては、低層部の階を、改修の場合に限りませんが、オープン化した家屋、カフェ、休憩所等につきまして、不特定多数の者が無償で交流、滞在できるスペースにつきまして、この部分の対象になるということでございます。

続いて、新旧対照表のほうの附則第10条の2第19項についてでございますが、こちらについては、雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設に伴う改正でございますが、内容につきましては、浸水被害防止軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法などにに基づき、都道府県知事の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設の固定資産に係るわがまち特例の特例率について、3分の1で新たに制定するものでございます。こちらもどういったものかということ資料横の4ページをご覧くださいと思います。4ページの下の方に雨水貯留浸透施設の例としまして、写真掲載されております。地下に施行されました貯留槽であったり、透水性舗装、浸透ますなどが対象となるようでございますが、いずれも県知事等の認定を受けて整備されたものが軽減の対象となるものでございます。

次の最後、附則第10条の2の第20項から第21項、第22項までの部分につきましては、先ほどの第18項と第19項が新設されたことに伴う項ずれ等の改正となっております。

なお、固定資産のほうで説明させてもらいました今回改正されますわがまち特例に関する固定資産の内容につきましては、都道府県知事などからの認定を受けた事業計画等に基づき、事業を実施する民間の事業者等が対象となるもので、現時点で葛城市で該当になるようなものはございませんので、ご報告させていただきます。また、今回のわがまち特例に関する軽減割合につきましては、近隣の自治体の状況も確認いたしましたが、葛城市と同様の基準で規定されておりますことを併せて報告させていただきます。

最後に、新旧対照表の7ページの下から最後の附則でございますが、附則の第1条で、この条例の施行期日を公布の日と規定しておりますが、第1号で第36条の3の2の改正規定については、令和7年1月1日として、第2号で第56条の改正規定につきましては、令和7年4月1日としております。また、附則の第2条で市民税、附則の第3条で固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。固定資産税に関わる条例改正のことについて1件だけお伺ひしますが、最後にありました雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設ということで、これは創設ですので、現在の段階では、市内にはそういう対象がないというのは分かるんですが、今後、例えば申請して、県知事の認可を受けたら、その対象になってくるということ

だろうと思うんです。実際に市内にいろいろ開発が行われた際に、大きな雨水をためるますを設置される、住宅でも小売店舗でもそういうものを見かけるんですが、そういうものが今後、申請されて、県知事等の認可を受けたら、この対象になるということの理解でいいんでしょうか。そこが、雨水貯留浸透施設というものがどの程度のもので、どんなものなのかが分かりませんので、教えていただけませんか。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 ただいまの谷原委員のご質問でございますが、今回制定させていただきました雨水貯留浸透施設につきましては、県知事等の指定が必要なもので、今現在、全国でも指定がなく、奈良県でも認定の基準がないため、指定するための計画を現在策定中というふうに今の部分は聞いておりますが、今委員おっしゃっている開発に伴う調整池なんですけど、あれにつきましては、民間で設置してもらっているんですけれども、あれは開発で土地の部分になります。その部分については、葛城市に帰属されているというふうに都市計画のほうから聞いておりますので、そもそも非課税になっておりますので、これとはまた別のものとなっております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 住宅開発については、市のほうに寄贈されてというか、市のものになっているということなので、非課税だと、そもそもですね。ただ、私が例えば小売店舗、大型小売店等、造られた際に、駐車場の地下とか横に大きな貯留槽を造っておられるのを見ることがあるんですが、これは、要は駐車場と敷地の中ですからということなんですけれども、ただ、まだ要綱が県のほうでまだできていないというふうにおっしゃっているの。この分についてはね。これからということですね。それであれば、どの程度のご答弁になるか分かりませんが、分かる範囲でお願いします。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 ただいまの質問でございますが、特に地下に設置される雨水貯留浸透施設については、土地の課税になるので、あくまで上物の現況に基づいての課税になるので、土地の分については特にはないんですけれども、ただ、本当に開発と同じような形で、もうそれにしか使えない調整池みたいな部分については、大きい工場とかの中にもしあれば、もし分筆されていたら、分筆された現況の登記地目等に応じて現況課税させていただきますが、もし分筆されてなくて、ある一定規模以上の分があれば、それはちょっと申出になるんですけれども、現地見させていただいて、その分が本当にもうそれにしか使えないということであれば、課税分割で補正係数を掛けて課税するような形で対応、その部分については、なかなか県のほうも大きい工場の開発指導も何か最近、変わってきたようなことを聞いておりますので、その部分については、近隣の状況も踏まえながら対応させてもらっているというような状況でございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。敷地内に地下ではなくて、貯留槽、そのものとして設置された場合は、それが分筆されている等、状況を見ながら、それが当たるかどうかということについては判断していただけるというふうに聞こえたんですが、私の住んでいる近辺にそういう大規模な小売店舗の中で、やっぱりそういう大きな貯水槽、雨水のそういうものを造っておられるところもありますので、質問させていただきました。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 固定資産税の一体型滞在快適性等施設の件で確認させてください。葛城市内にはそういう該当施設がないということでしたけども、一般的なことでお聞きします。

まず、これ現在、公開緑地として税制特例措置を受けているところも対象になるのか。それと、ここには市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せてと書いていますけど、やっぱりそれが条件になってくると、民間だけでやるということに対しては控除の除外になってしまうのか。3点目として、民間事業者等、土地所有者等がとなっていますけども、例えば土地所有者等やったら、市が持っている土地のところに、指定管理として民間事業者が運営している施設があったとします。そこが、こういうふうな特例措置というのを適用申請することは可能なんでしょうか。以上3点お願いします。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 ただいまの奥本委員のご質問でございますが、この部分につきましては、まず、大元に都市再生整備法に基づく、それに基づく事業というのが対象になりますので、なかなか具体的に個別具体的に今そこまで想定できていないというのが現状でございます。全国的にもまだ本当になような状況なので、どこまでがという、そこまで詳しくは承知していないというところが現状でございます。申し訳ございません。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 分かったようで分からないんですけど、そしたら、こういう事例はどうですかというのを一々国に問い合わせるということなんですよ。さっき言ったのは、私一番気になるのは、指定管理している建物がこういう形の整備した場合に、それが適用されるんかが一番気になる場所なんですけども、例えば道の駅とか新たにこういう整備をやった、周辺施設の整備と伴って、こういう公開のスペースを活用した何らかの施設を造った場合は、適用対象になるかどうかというのが気になったので、それはもう聞かないと分からないということでもいいんでしょうか。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 本当に都市再生特別措置法の規定に基づいて、市町村が作成する都市再生整備計画に基づいて定めた滞在快適性等向上区域内の事業で整備される一定の固定資産となっていますので、実際どういったものをするかという、その前段階で多分そういう相談とかあってでないと、だからできるとかというわけでもないのかなというふうに、ほんで当然、それが税務課の窓口でもないの、そのまちづくりの都市再生整備計画とかを進める中で、こういうことも民間で併せてするんであればこういう、当然課税になるから軽減という形にはなってく

と思うんですけども、当然市町村でやっている分については、非課税の部分もありますので、その辺は、本当に個別具体的に手続進めていく中で検討されていくものなのかなというのが、今の本当に申し訳ないですけど、私からの答弁でございます。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 分かったようで分からないんですけど、ありがとうございました。何となく分かりました。

吉村委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

(理事者入替え)

吉村委員長 この会期中の委員会で審査するべき案件につきまして、今回の委員会では、次第に記載しております災害に強いまちづくりに関する事項のみが議題であります。また、この委員会の終了後に、12月定例会までに調査すべき事項をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知をお願いします。

それでは、1、災害に強いまちづくりに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

私からは、災害に強いまちづくりに関する事項についてのご報告をさせていただきます。

本年1月に発生いたしました能登半島地震から、災害対応についての多くの教訓を学びました。とりわけ受援体制とトイレの問題については重要な課題であると認識し、その対策を進めておるところでございます。さらに先月、8月8日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。葛城市では、市民の方々へ、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したら、すぐに避難するための準備を呼びかけ、改めてホームページ

のトップに重要なお知らせを設置し、地域防災マップや気象庁のホームページへのリンクを張りつけることで迅速に情報を取得していただけるようにいたしました。

このように、防災に関する情報を市民の方々にリアルタイムに分かりやすく提供することは、非常に重要なことであると考えております。そこで今回は、防災月間であります9月の広報かつらぎにて、災害に関する記事を掲載し、市民の方々に啓発をさせていただいておりますので、その内容についての説明となります。

お手元のA4両面の、まず右下に8ページとありますほうをご覧ください。一番上に、信頼できる情報源を利用しましょうというのがありまして、右に防災情報リンクまとめのQRコードを記載しております。こちらを読み取りしていただくと、葛城市のホームページが開いて、防災リンク集にアクセスできます。内容につきましては、総合情報、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、河川情報、気象情報、そして、ライフラインごとにまとめておりまして、こちらを事前にダウンロードしていただいたり、お気に入りに追加していただくと、災害発生時に迅速かつ正確な情報を取得できるようになっております。また、テレビやラジオ、特にラジオは停電時でも、電池式であったり、また、手回し式、ソーラー充電式などもございますので、常備しておかれるのもよいかと考えております。

そして、防災行政無線でございますが、避難情報など市役所からの情報は、防災行政無線で呼びかけます。防災行政無線本体は、停電でも内部電池で使用可能でありまして、もし聞き取れなかったり、外出中であつたりする場合は、事前にメールやLINEに登録いただければ、内容を確認できます。そちらの登録方法が中段記載のQRコードとなっておりますので、まだ登録がお済みでない方は、ぜひ登録をお願いしたいと考えております。そして下段に災害発生時、また、それ以外にも役立つ停電情報のアプリをダウンロードできるようQRコードを記載しておりますので、ご活用いただきたいというふうに考えます。また、災害発生時に電話がつながりにくい状況になったときに、安否確認などの手段となる災害用伝言サービス、こちら最近テレビコマーシャルでもやっておられると思いますけども、その各社を掲載しております。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらは避難、自宅が安全なら自宅避難とありまして、災害が発生したとき、避難の1つとして、自宅にとどまる在宅避難という選択肢があり、在宅避難と避難所への避難のそれぞれ特徴などを踏まえまして、自分や家族に合った避難を考えていただくものでございます。在宅避難判断の流れを掲載していただいております。在宅避難判断の安全性の確認ということになります。仮に建物に被害がなくても、建物周辺の状況、例えば、隣家や斜面などが崩れそうでないかなどのチェック、また、ライフライン、電気、ガス、水道、それぞれが使えるかのチェック、そして道路や交通状況、さらには、ご自身や家族の健康状況などをチェックしていただき、適切な避難方法を選択していただきたいと考えております。

また、在宅避難をしていただく際は、日頃から最低3日分の備蓄を心がけていただくようお願いしております。左下にあるように、まず食品、レトルト食品や缶詰など、次に水、目

安として1日1人3リットル、そしてトイレパック、こちらも目安としまして、1人1日5パック、こちらはごみ袋などでも代用できると考えております。このほかにもカセットコンロやボンベ、乾電池、ラップや紙皿など、消費期限があるものはローリングストックといって、ふだんの食品を少し多めに買い置きし、消費期限を考えて古いものから消費をし、消費された分を買い足し、常に一定量の備蓄がされている状態を保っていただくことがポイントとなります。今回の南海トラフ地震の事象があつて、やはり一斉に水やカセットボンベが買い求められ、一部のお店でも在庫がなくなるということがあつたようですので、日頃からのお心がけをお願いいたします。

このように、災害発生後は、最低3日間は自助でお願いすることとなりますが、それ以降は市のほうでも支援できる体制を整え、また、多方面から支援物資も送られてきますので、それらを効果的に被災された方々が受け取れるようにしたいと考えております。

なお、在宅避難の段階で危険や不安を感じた場合は、迷わず避難所への避難をしていただくようお願いをしております。地域防災マップ、避難所一覧のQRコードを右下に記載しておりますので、いま一度ご確認いただけたらと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明のほうを終わらせていただきます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。直接、今ご説明願った内容、あるいは防災、これに関連して防災全般に関わることでもご質問いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 今ご説明いただきましたのは、広報に今、掲載されている、こういう形で市民の方に周知していますよというお話でした。これはこれとして、とても大切なことだと思いますが、調査案件として、災害に強いまちづくりに関する事項と非常に広いですし、また、先日来、やはり大きな地震ということで、いつ南海トラフが起きるかということがいろいろな市民の方の話題にもなってきております。そこで、この広報だけではなくて、市として、現在、あるいは今後、こういうところにやっぱり葛城市の災害に強いまちづくりにおいて、こういうところを重点でやっていきたいとか、何か考えておられるというふうなことはあるのでしょうか。市民のいろんな不安の中で、例えば具体的に申しますと、家の倒壊による死亡とかが多いので、例えば倒壊防止について、現状、耐震診断とか、耐震について、リフォームした場合の補助とかありますけど、非常に件数が少ないですね。実際の実績として。例えば、いろんな全国の市町村の中では、もっと簡単な形で耐震、すぐ倒壊しない、逃げるぐらゐまで家を持ちこたえさせるような観点からの防止策みたいなことで、いろんなことをいろんな広報も含めて、安上がりになれるようなことも紹介しながら、倒壊しない家づくりということやっていこうというふうな方針を出してあるような自治体もありますし、葛城市としてどうするかというところですよ。あとは自宅の中において、例えば家具の倒壊とかによって死亡するとか、そういうことに対して注意を喚起するだけではなくて、行政として実際にどういう形で援助できるかというふうなこともどうなのかなというふうな検討ですね。だから、今日のこの広報の件については、市民の方に周知していただいて本当にありがたい

んですけれども、調査案件がちょっと広いですし、市民の関心も高いところなので、葛城市は今後どういう形で災害に強いまちづくりを検討、考えておられるのか、お考えをお聞きます。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきますが、まず、力を入れるというか、こういうことに取り組んでいくということは、冒頭申し上げました能登半島地震の教訓を踏まえまして、やはり受援体制、これは物資的なものであり、または人的なものへの受援体制を見直すというか、もう少し強化をしていくというのがまず1点、それと、やはり同じようにトイレの問題、これはライフラインの被災状況によって変わるんですけれども、その時々によってトイレの問題をどういうふうに考えていくかというところが大きな部分ではないかと思います。それ以外の建物の倒壊に関しては、これはもう日々、これは啓発はさせていただいております。訓練のときとか、またはそれぞれイベントのときに、そういった啓発もさせていただいておりますけれども、現状の今、建物診断調査であったりとか、それに対する改修というのは、そんなに件数が多いわけではないんですけれども、そこも含めて、今後は啓発も強化していきたいと考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 今、葛城市として、重点的に今後考えていこうとするのは、受援体制の見直しということと、あとはトイレの問題の解決、当面ここをしっかりと重点的に考えていきたいと思います。受援体制の件なんですけれども、これは能登半島の教訓として、やはり外から物資の受入れをしても、置くところがない、整理するスペースがない、こういうことが報告されておりました。したがって、葛城市の場合も、外からの受援体制どうするか。能登半島の場合は宿泊ということもありましたけれども、近畿ではそうあまりないのかなとは思いますが、災害物資の受入れ等、人員の受入れ等で、こうしたものが見直しをしていくということなんですが、お隣の御所市では、防災交流館ですか、造られまして、私も見ましたが、大変中も非常にすぐれていまして、ユニークな取組をされたというのがあります。葛城市でも、こうした防災の拠点となるセンター、受援をするときに、どうのことを考えておられるのか、受援体制ですね。例えば広場でそこを受け入れて、テントを立てて受け入れることもできると思うんですけれどね。だから、今後の在り方で、もし分かる範囲であれば、そういう方向に今検討ということをされておられるようですので、お聞きできたらと思います。

吉村委員長 野地生活安全課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問の受援体制の物資の問題なんですけれども、現在、葛城市地域防災計画では、具体的な物資の受援場所は決まっていないのが現状です。なので、災害の状況や道路状況を考えまして、物資拠点を決めるということになると思います。災害が起こりますと、プッシュ型で支援物資が多く届きますので、あらかじめ物資拠点を決めておく必要はあるのかなと

考えております。しかし、現在、体育館などの屋根のある広い場所は広域避難所に指定されておりますので、物資拠点として使用することが難しいですので、今後は民間の倉庫などの協定とかも考えながら、物資拠点の選定を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、人的な宿泊先とかなんですけども、応援職員の宿泊先については、基本的には受入れ側ではなくて、応援側が確保するという事になっているみたいでございます。しかし、応援側は土地勘がないために、宿泊地から現地がどれぐらい離れているとかというのが分かりにくかったというのは能登半島のことで聞いておりますので、また、宿泊先については葛城市だけでは対応できるものでもありませんし、その辺は県とも協議をしながら、よりよい方法を研究していきたいと考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。受援体制については、現在、葛城市では受援場所がまだ決まっていないということでありました。その点については、民間事業者の倉庫等も利用させていただきながらというお話でしたが、私はぜひ受援場所を選定する上で、やはりそこには職員なり、物資の管理等、やはりそういう体制をつくるためには、一定その滞在できる、事務処理もできる場所が要と思うんですね。そういう点では御所市の防災交流館のような防災に特化したような施設、これはああいう立派なもんじゃなくてもいいんですけども、例えば受援施設、受援場所のときには、やはりそういうものが要るんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひまたそういうこともご検討いただけたらと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 災害に強いということで、一応、奈良県、特にため池が多いと。そのため池の下のほうを通って避難所行かんとかいうのもあるからね。その辺で各ため池、これ各地域の持ち物になっていますねけど、市としては、その辺で、今、震度7ぐらいの地震が揺れる可能性がある。それに対して、ため池の堤防が決壊する可能性が出てきたら、非常に危ないと。その辺でその程度に決壊しないかどうかという調査もされているんかどうか。それが一番、まず、起こってから生活よりも、起こっても先に予防する必要がある。

また、避難所自身の耐震も全部ちゃんと調査できているんか。まず、最初の避難所自身が老朽化しているようなところもあると思う。その辺については、行政としてはどのように考えられているんか、その辺よろしくをお願いします。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの西井委員のご質問ですけれども、ため池の耐震調査につきましては、所管外ということでありますので、私のほうからの答弁は控えさせていただきますけれども、ただ、そういうことを踏まえて、地域防災マップのほうは作成をしております。当然、避難所への移動とかにおいて、そのルート、こちらについても、それぞれの地域防災マップにおいて、ここは過去に堤が決壊したこと、決壊したことがあるよとか、そういった情報を書き込んだ

ものを作っております。

それと、あと指定避難所につきましては、現状もう全て耐震となっておりますが、指定緊急避難場所という各大字、こちら60か所ございますけれども、そちらのほうの耐震につきましては、60か所のうち15か所が耐震ではないということで、これはもう地域防災計画の中でも明記させていただいておりますので、その点もご留意いただけたらと思います。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 担当を呼んでできますので、少し時間、後ほどいただけますか。

吉村委員長 分かりました。ほんなら今、先ほど、ため池のことにつきまして、西井委員のほうから質問ありましたことについては、担当の方が来てくださるということですので、それは後ほどということでお答えいただけたらと思います。

じゃ、西井委員。

西井委員 今、答弁された各地域の公民館も基準がないところがある。これに対して、やはり補助制度なり何か考えれば。ところが今までどおりの補助制度であつたら、各地域の負担いうのも考えてみたら、なかなかやりにくいと。その辺、やりにくくても構わへんがなという考え方かどうか。私は、それは議員としては、どうにかしなければならぬという意識の中で質問させてもうたけど、その辺、担当としてはどのように考えておられるか。現実には公民館、一番、県の補助金も非常にもう20年前ぐらいから減っているかな。そやから、宝くじの補助金をというふうな形で利用してということやけど、今回、注意情報出てきたら、そんなんばっかり待ってる間がないのと違うかなと。その辺で新しく考えるべき時期が既に来ているんじゃないかなと思っておりますので、前進的な考え方があるんかどうか。その辺は、また今までの補助制度と今後の制度を考える時期が遅まきながら来ているんじゃないかということで、その辺、今すぐから将来的な考え方を教えてもらいたいなと思います。

吉村委員長 今2つありましたけど、まず先に、ため池のほうをご答弁、まず、担当課の方来られましたので、お願いできたらなというふうに思います。準備でき次第お願いします。

今、質問についてもう一度、先ほどのため池について、西井委員、もう一回、担当課が来られましたので、質問お願いします。

西井委員 奈良県全体は、やはりため池の数が非常に多いと。ところが、ため池を通して避難所へ行かんなんところ、また、特にため池の堤防の高さということになったら、山間部が特に多いと。高いと。その高いところが余計振動が大きくなれば、決壊する可能性がどのように調査されているかどうか。またその辺で、今、注意喚起が出たときにも含めて、最高震度7ぐらいのことで、各池が堤防がもつかどうかの調査と、また、調査の結果によっては、大体地域のため池ということで地域任せというわけにはいかないと思いますが、その辺どのように調査されているかどうかについて教えてもらいたいと。

吉村委員長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

ため池の調査の関係でございますが、今現在、ため池の劣化状況調査とため池の耐震性調査というのを実施しております。ため池の劣化状況調査につきましては、防災重点農業用た

め池に係る防災工事の推進に関する特別措置法に基づきまして、防災重点農業用ため池の防災工事を計画的、集中的に実施していくために、令和3年3月29日に奈良県が防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を策定しております。葛城市におきましては、市内110か所のため池が防災重点農業用ため池の劣化状況調査対象に指定され、それらの調査を令和4年度から5か年で実施する予定となっております。防災・減災事業といたしまして、まず、この市内110か所の防災重点農業用ため池の劣化状況評価を行った後、地震・豪雨耐性評価を行いまして、防災工事を計画的に実施していくという考えでございます。

それから、ため池の耐震性の調査でございますけども、こちらのほうは、防災重点農業用ため池の防災工事の必要性についてを判断するための調査で、堤体にボーリング調査を実施し、内部の構造を把握、解析することにより、地震によるため池決壊の危険性を調査いたします。調査解析結果を基に防災工事を計画的に実施していこうと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。

西井委員の2つ目の質問であったかと思います。公民館の在り方といいますか、その部分について私のほうからお答えをさせていただきたいなというふうに思います。

まず、各大字の公民館におきましては、当初造った経緯というのが様々でございます。集落センターであったり、また、コミュニティセンターであったり、名称も変わっているところがございまして、そういった経緯も踏まえまして、今後葛城市として、公民館の在り方というものは、これは委員ご指摘のように、本当考えていかなければならない問題かなというふうに考えておるところでございまして、耐震性の問題、あと15か所が残っておるわけですが、今後こういった形で地区の避難所はどうあるべきかというのは、調査研究をしていかなければならないのかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 葛城市で110か所。その全部のため池、何か所ぐらいあるんか。その110か所以外のところで問題が起こらへんかどうか、その辺の調査とかも考えておられるんかどうか。110か所でため池の数は全部やとおっしゃるんやったらそれでええと思うんだけど、もし110か所以外であるかどうかについて、それ以外にもしあるんやったら、それについて、ため池としてやっぱり機能は同じやから、大きい小さいはあるけど、それに対する被害も出る可能性がある。その辺どないなってるんか教えてもらいたいなと思います。

吉村委員長 植田部長。

植田産業観光部長 ため池の数につきましては、全部で110か所というわけではございませんが、防災重点農業用ため池の指定基準というのがございまして、ため池から100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。ため池から100メートルから500メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000立方メートル以上ある。ため池から500メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000立方メートル以

上である。地形的条件、家屋等と位置関係、維持管理の状況等から、都道府県及び市町村が必要と認めるものを、まずは防災重点農業用ため池として指定していると。そちらのほうから先に調査していきます。その他のため池につきましては、今後、県と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 部長は今、防災重点農業ため池については、あくまでも、いわゆる線状降水帯などの大雨を念頭に置いて指定しているということですかね。多分、西井委員の質問の中には地震とかそういうこともあったと思うんですけども。

植田部長。

植田産業観光部長 豪雨のほうと地震のほう、両方でございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 110か所以外のことについては順次とおっしゃっておられますけど、もう一遍その110か所以外のところでも、例えば家屋とか、またその関係で被害が帯びる可能性があるということやけど、その関係で道路とか、また、人が歩いているから危険やいう可能性もあるから、再度やっぱり地震に対する対策として、110か所以外のところにも必要かどうかということについては、やはり市としても考えてもらいたいなと。その辺、110か所終わってからじゃなくて、やはり、この前の地震の注意報が出るような状況やから、もっとその辺、まず、そのままでもその池に対して大丈夫かどうかも含めて、対象外も検討してもらいたいなと思っております。

吉村委員長 ほかにございますか。

先ほど奥本委員が手を挙げられましたので。

奥本委員。

奥本委員 2点お伺いします。

まず1点目が、先ほど谷原委員の質問にも若干関連するんですけども、避難所受援施設、要するに点ですよ、それを結ぶ線に当たる道路に関してお伺いします。もしかして、どこかで以前、私尋ねたか分からないですけども、防災道路とか災害対策道路、緊急輸送道路という呼称があるんですけども、これらというのは全部一緒なんかどうか。要は避難所に対して、あるいは受援施設に対して、道路のインフラを確保しようという考えだと思うんです。それが、例えば、停止車両があって輸送できないとなったら困りますので、ほかの自治体においては、ここは緊急輸送道路ですよという明示されているところも結構あります。葛城市ないと思ってたけども、長尾のほうで1か所、掲示しているところがございましたけども、今現在、葛城市内の避難所、あるいは受援施設は今ないとおっしゃいましたけども、今後民間との協定で受援施設をやるのであれば、緊急輸送路として確保する道路の指定が絶対必要になると思います。その辺をどういうふうに今、進められているか。これがまず1点。

2点目のところは、今たまたま西井委員からちょっと質問が出たんで、それに関連するところなんですけども、これはもう當麻地区のことで申し訳ないです。當麻小学校の学校のすぐ脇にある玉ヶ池、西側にあります。これは校舎の2階よりも水位が高いです。玉ヶ池に、

先ほどの地域防災マップを見ると、玉ヶ池の堤は決壊のおそれありって書いてあるんです。ところが、小学校の体育館は緊急避難所になっているんですよ。その堤防というのは過去にも漏水の対策を幾らか工事されているところなんですけども、今市内で見渡して恐らく、當麻小学校の体育館、避難所になっているけど、あそこが堤防決壊すると、まず間違いなく水が入ってくる。これは地元の大字からも大丈夫かという要望は出ていたかと思うんですけども、その辺、対策とか何かされているんでしょうか。その対策のところがよく分からないので、お聞かせください。

以上2点、お願いします。

吉村委員長 植田部長。

植田産業観光部長 まず、ため池の玉ヶ池のほうでございますけども、耐震の工事のほうは終わっておりますので。

以上でございます。

吉村委員長 まず、玉ヶ池のほうは終わっていると。それからあと道路のほうですね、質問は。

野地生活安全課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしくお願いいたします。

先ほどの道路ですけども、それぞれ道路の指定の種別は、ちょっとずつ指定する管理者が違ふとかというのでちょっと違うというふうに認識をしております。緊急輸送道路なんですけども、これは奈良県のほうが指定するものでありまして、奈良県では、平成7年1月に発生いたしました阪神・淡路大震災を受けまして、地震発生時や震災復旧時において、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するとともに、多重性、代替性を有する道路ネットワークを形成するために、平成9年3月に奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画が策定されております。こちらにつきましては、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路というのがあるんですけども、葛城市につきましては、第1次、第2次含めまして、国道24号、国道165号バイパス、国道166号、国道168号、県道御所・香芝線が緊急輸送道路に指定されているという状況でございます。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 今のところで緊急輸送道路は分かりましたけども、防災道路、災害対策道路、これ所管が違ふとおっしゃった、そこの……。

吉村委員長 1つ目の質問が答弁抜けていましたので、もう一回、まず1つ目の質問でお願いします。答弁漏れがありましたのでね。

林本部長。

林本総務部長 今のご質問なんですけども、恐らく今のところ、確認はさせていただかないといけないと思いますけれども、防災道路とかそういったものは、もう本当に緊急時にある程度制限をかける、緊急車両等が通るための制限をかけるものというふうに解釈はしております。あと、先ほど言いました緊急輸送道路というのは、いろんなところからの受援が来ますので、それを防災拠点、受援拠点のほうに円滑にルートとして選定をして、そちらのほうへ運ぶた

めの道路の指定という考え方で、今認識はしております。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、ため池からいきます。耐震化しているということですけども、それがしているから絶対大丈夫かというわけじゃないと思うんですよ。やっぱりそこしているということを今、私初めて、この公の場で聞いてたん初めてなんです。でもその辺り、やっぱり住民の方、避難される方が届いていないと思いますので、そこはもう大丈夫やというのであれば、それをちゃんと行ってあげてください。やっぱり不安に思っている方、結構いるみたいなので。ですから、あそこのところ、小学校もそうですけども、小学校のその更に下にある体育館が、もうまともに水が来たら全部浸かるやろうと思っている方、結構いらっしやったので、そこはちゃんと広報なり何なりしてください。

それから、道路についてですけども、緊急輸送道路、県が制定されたということで、市内の今の何本かの道路のお話ございました。それ以外の防災道路、災害対策道路というのにも必要になったらっておっしゃいましたけども、そしたらその情報も、我々含めて市民の方、知っているのかどうかなんですよ。やはりいざというときに、その道路が何かもう移動に支障のあるようなものが置かれているというのは困りますので、ふだんから置かれていると困るんですけども、そういう緊急のときに、その道路にできるだけ使わないでいいんかなというような、これも広報必要だと思いますよ。だから、その辺りも含めてやっぱりやっておかないと、避難所ちゃんと用意して、整備しています。受援体制も整えました。でもそこに行き着く道が寸断されましたじゃ、全然意味がないので。そこはやっぱり周知しないと意味はないと思いますので、その辺は徹底してください。

吉村委員長 よろしいですか。確認しておきたいんですけど、確かに今、奥本委員のご指摘のあった防災マップを見ていると、玉ヶ池のほうなんですけど、堤決壊のおそれというふうに書いていますけれども、これは更新されてないとかじゃなくて、想定外の震度があったらというふうなことなんですかね。

(発言する者あり)

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいま皆さんお持ちのというか、見ていただいています地域防災マップにつきましては、これ令和2年に改定をしております。現状5年を経過しておりますので、今後、近々改定をしていかないといけないと思いますので、その際には、最新の情報等を盛り込んだものにさせていただきたいと考えております。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘いただきました當麻小学校の西側の池というのは、もう懸念がずっとございましたので、そのほうを優先させていただきました。ただ、防災マップのほうは、来年度もう作り直すべきやという話をしているんですけども、新たにした対策が反映できていない部分がございますので、ですので、最新のものに更新する作業というのは、できるだけ早いうちにしたいと思います。ため池につきましては、東日本大震災で、たしか須賀川市の農業用ため池が決壊したという事象がございました。その地点から実は取り組んでおります。ですので、

耐震化等、特に山麓エリアにつきましては、別の事業の中で、もうかなりの部分の池の耐震化等もやっておるところがございますので、随時やっておるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 随時対策はされているということで、それからあと、マップについても更新するのにタイムラグがどうしても出るので、今、更新作業中であるということで承知しました。

ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今、様々な視点で委員の皆さん、いろんなご指摘いただいているんですけども、予備知識として災害について学んでおく。今言うふうに、先に広報で知らせるという情報を前もって知らせるという、それから避難場所についてもある程度の知識というのはもちろん大事なんですけども、以前からいろんな委員会でいろんな意見としてあったなと記憶していることで、私いつも気になっているんですが、防災行政無線の外部スピーカー、要するに外のスピーカーですよ、これが今どのぐらい、どの地域、葛城市のどこにいても、どの程度聞こえてくるものなのかというのが、私にはなかなか見えにくい部分なんですけど、大体、今言うように、スマホで、もうスマホがパンクしてしまうというような状況になったときに、家にいてなくて外で車で走っているときに、市内の中で、誰もがリアルタイムに情報を収集するというのは、防災行政無線が、屋内に入るというのもいいんですが、外部スピーカーの、かつ効果というのは大きいと思うんですよ、効果というのはね。そのときに、どのエリア、私、竹内に住んでいるので、外部スピーカーというのは全く聞こえないんです。だから、どの地域でどの程度が聞こえるかというのは、これは調査しておられるのか。葛城市のどこにいても外でも聞こえるようになっているのかというのは、これ1回、それとても大事なことやと思うんです。家の中にいるとは限らない。でも外部から、外から入ってこられる方が、例えば先ほどのように緊急車両、どこがどんなふうに被害があるかも分からない、リアルタイムで今どんな状況になっているということを伝えるツールとしては、防災行政無線がいいわけで、そのときに家屋内ばかりなのかというと、そうではないのじゃないのかなと。外部スピーカーが非常に少ないというのは過去からも委員会の中で聞いています。どの程度整備されたかというのも、それ1個、私も聞いていないので、外部スピーカーの今の設置状況というのを教えていただきたいんですが。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

外部スピーカーにつきましては、現在12か所設置というのは分かっているんですけども、そこがどれだけの範囲の聞こえるかというのは把握しておりませんので、今後研究……。

(発言する者あり)

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 防災無線につきましては、設置をしてからもう6年ぐらいですかね、六、七年たつと思います。ですので、設置したときに、この議論というのは一応やっております。ですので、

その設計の段階で、設計といいますか防災無線の全体の事業として、たしか戸別受信機を主体として考える。それと、外部、ラッパの部分ですよ、ラッパの部分はどこどこに設置する。どのエリアには聞こえますという。それとあと、ため池の監視カメラ等の大きくは3点であったように記憶しておるんですけども、それはその時点でたしかご説明をさせていただいている案件でございます。それ以降につきましては、今大きな変化はないというところでございます。その当時の議論の中でいろいろありましたけども、ラッパを使う場合には、本来、戸別受信機でいけるようなエリアであればそれでいいんですけど、それができないエリアについては、外部のラッパの方式でアナウンスしますと。ただ、葛城市の場合は非常に1個ずつの戸別受信機を配付するという、非常にぜいたくな整備の仕方をやりますので、ですので、ラッパ部分については、ある一定の要件のエリアに限られた部分について設置をするというところであったように記憶をしております。図面等は、その当時の図面を引き出せば、エリア等は説明できると、どこまで聞こえるという説明はできると思います。

以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 6年前に終わっている議論であるということをそのままにしている状況なのかということをあえて私は聞き出したわけですけども、防災に強い葛城市を、外部のスピーカーをどうしていくかという議論は出てなかったのかということを変更して確認をしときたかったんです。もうそれはそのときに終わっていると。非常にぜいたくなようやけども、家屋内にあるということが、果たしてその効果というものがどの程度そういった防災のときに役立つのか。もちろん日々の葛城市政のいろんな情報の収集については、もちろん家の家屋の中にいて各個別にその情報を得ることができ、スマホにもそのまま放送が終わったら入ると。これはもう確実にやっけていただいているんですけども、防災のときに、そういうものがどう活用するのかという視点で見たときに、それはもうそのまま置いておきますということなのかどうかを確認したかったわけです。もう一切それについては広げないというふうに言われているということを今確認できましたので。ただ、私の意見としては、これからもう少し、どこにいてもその情報、要するにリアルタイムに情報を収集できるようなツールをもっと考えるべきだというふうに私の意見として、今、言わせていただきたいと思います。どこにいても、ほとんどスマホが使えなくなるような状況というのは想定できるので、そのときのラジオで聞け、それがどういうふうな避難をして聞くのか、避難所で聞くのか、いろいろあると思うんですが、今言うている輸送の道路なんか確保するときに、今このエリアがこんな状態ですということですを屋内だけで終わらせるのかどうかということが、私の視点では、もうちょっと充実させるべきではないかというふうに思っておりますので、この意見を言わせていただきました。

吉村委員長 関連で、奥本委員。

奥本委員 屋外トランペットの件で、私、再度確認したいんですけども、先ほど川村委員のほうから、竹内地区は聞こえないと。當麻も聞こえないんですよ。聞こえないというよりも、あるけど使っていないやつがあります。これ過去に私、どっかの委員会で言いましたし、當麻庁舎の危

険性排除に関する特別委員会でも質問したことありました。當麻、竹内、木戸地区のほうは、當麻の健民グラウンド、それから旧當麻庁舎の屋上にございました。ところが、まず當麻庁舎の屋上、これ廃止されました。特別委員会で私、これ代替のやつを設置しますかと聞いたら、もう設置しませんということでしたので、まずそれがなくなりました。健民グラウンドのスピーカー、あることはあるんですけど使ってないです。近隣住民から騒音の問題で苦情が、クレームが来たということで、使っていません。だから、12か所あるということですが、実際稼働しているやつというのはもっと少ないと思うんですよ。だから、本当にその辺の確認を取っているのか。あるいは、もうそれがもう使わないというのであれば、川村委員おっしゃるように、代替するような情報提供の方法というのは、やっぱり常に確認しとかなければいけないと思うんですけども、まず、私聞きたいのは、トランペット、本当に12か所全部稼働しているんですか。ここだけ確認します。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

外部拡声器ですけども、全て稼働はしております。緊急時につきましては、音量につきましては、自動で最大音量で流れるようになっておりますという報告をさせていただきます。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 稼働しているということであれば、そういうふうにとっておきますけれども、実際のところ、緊急時以外のところは一切動いていないと思いますので、緊急時は使えるということで、今確認したということにしておきます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 外部トランペットの件につきましては、一度、訓練みたいな形でやってみるのもいいのかなと思います。これ先に意見だけ述べておきます。今の12か所で、実際最大音量にした場合に、実際に聞こえる範囲がどうなのかというのは、やってみてもいいのかなと思いますけど、これは関連で意見だけ述べさせていただいて、1つ質問なんですけれども……。

吉村委員長 これ以外の質問ですか。これの関連の質問ですね。

谷原委員 防災行政無線ですけども、災害時に外にいる人の問題はトランペットの問題ですけども、私がお聞きしたいのは、災害時に防災行政無線を持って出るのかどうか。最初の広報の、これ見ましたら、防災行政無線と書いてあるんですが、自治体によっては持って出なさいという指導をされているところもあると聞いております。つまり外部トランペットの問題もあるんですけども、防災行政無線を通じていろんな連絡が来るので、持って出ましょうと。葛城市の場合、どういうことなのか、この広報では分かりませんでしたので、そこをお聞きします。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。

防災行政無線は、避難するときには一応持って出ていただくことが基本となると考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 できたらそういうことも含めて、こういう広報にも防災行政無線について書くときには、いざというときは持って出ましようと思っていただけたらと思います。

吉村委員長 ほんなら、横井委員。

横井委員 どうも横井です。先ほどからいろいろ当麻方面の話も出ているんですが、今、行政機関は旧新庄町方面でも、河川、橋もやっておられるはずですよ。改めて短くてもいいので、重なると思うのですが、こういう防災対策しているというのを橋とか、それから河川、先ほどため池の話出ましたね。だから、そこら辺、市民を安心させてあげてほしいというんか、そういうことを発表してほしいです。河川と橋。

吉村委員長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

災害対策ということでございます。当区に関係する部分につきましては、ため池貯留浸透事業というところから、河川に一気に水が流れ出ないようにする一つの事業ですね。それと、河川のしゅんせつ、河川の堆積土砂等を排除して流れやすくするという対策、あと、開発指導要綱において、開発の基準が低いところであっても、ため池と貯留施設を造るようなという指導をしていると、開発時においてというところの水害に対する対策をやっております。あと、橋梁につきましては、橋梁の点検ということで、古い橋梁につきましては、順次、改修していくというようなところの事業をしているところでございます。

以上です。

吉村委員長 横井委員、よろしいですか。

横井委員 安心しました、どうも。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 防災行政無線のことと、もう1個、Wi-Fiのことを聞きたいんですけど、防災行政無線、先ほどからやっぱり外部スピーカーの話も出ていましたけど、やっぱり効果検証するべきや思いますよ、僕もやっぱりね。そういう声が出てんねやったら、やっぱり6年前に設計されてどうなったかという、どうなっているか現状はやっぱり把握するべきやと思います。

それはそれとして、携帯に、この前でも地震、前の宮崎のほうじゃないんですけど、そのもう1個前に地震があったときに、携帯のほうに地震アラートが鳴るんですけど、ばーっと鳴って、間もなく強い地震が来ますというふうに来るんですね。そんなとき朝やったんですね、家族で間もなく来るから机の下に隠れて言うてやったんですね。ほんで、結局何も特になかったんですよ。なかったんですけど、その後、多分3分か、かなり遅れて、この防災行政無線が同じようなことを言うたんです。これってもう地震も来て、気を張っていてというところ、そのタイムラグが、これ部長にも前にもお話しさせてもらったけど、何でそんなタイムラグが出んのかなというね。これがどこから出ている、携帯のやつもどこから出てい

るか分からないんですけど、NTTが出してんのか、国からの何かで出ているのか、僕分らないんですけど、その辺のテレビよりも遅かったです、ほんで。防災無線のやつもね。だから、その辺がどういうふうに、何でそんなタイムラグがあったのかなという。実際それ僕、経験したんですわね。何でこんな遅いんやろなって。そういうことが、教えてほしいんですけど。前も部長に聞いてたと思うんですけど。

ほんで、あと1つ、Wi-Fi。Wi-Fi、今、指定避難場所5か所ですかね、に相撲Wi-Fi、これ1年前の僕、質問にもさせてもらったんですけど、増えてるのかどうか。そのWi-Fiがね。これ相撲Wi-Fi、観光で使われている相撲Wi-Fiなんですけど、これ調べときますと言うて前の課長が、要は接続環境とか、要はそれがちゃんとできてんのかというの、これ、また調べておきますと言うてくれてはったんですけど、1年たってどうなんかなって。防災になったときに、Wi-Fiがそれがちゃんと機能するのかと。相撲Wi-Fiがね。というのを調べておきますと言うてくれてはったので、その辺、1年越しになるんですけど、お願いします。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの西川委員のご質問でございます。恐らく防災無線のいわゆる地震情報、緊急地震情報のタイムラグということでございますけども、私も一番記憶に新しいところは能登半島地震、1月1日4時頃に、まず携帯が鳴ったと思います。その後、タイムラグがあったかどうかは記憶していないんですけど、防災無線のほうからも同じような警告があって、そういうことを記憶しているんですけども、まず、防災行政無線の内容はJアラートが発令されるんですが、Jアラートというのは、いわゆる弾道ミサイルであるとか、そういった国民保護の観点から、そういった大規模の地震の速報とかを、もう自動的に防災無線のほうへ流すという仕組みにはなっております。大元は気象庁が地震の場合は出しまして、そこから消防庁のほうでJアラートのシステムを統括しておりますので、そちらから各市町村、まずは一方は各携帯電話会社のエリアメール、これはもう皆さんもご経験されたことありますけども、携帯のほうで鳴ると。それともう一方の同じように各市町村のほうに対して、Jアラートを市町村のほうでまず受信起動をしてから、実際の行政無線のほうへ伝達するという、そのところのタイムラグのことをおっしゃっていると思うんですが、それが今、具体的に申し上げられたように、3分というのは、私は関知していないんですけども、もし若干そういうタイムラグがあることであれば、Jアラート自体はもう瞬時に来ますけれども、そこから自動的に行政無線のほうに起動させるのに若干のタイムラグがあるのかなというふうには感じております。ただ、それについての原因というか、それは検証していかなければならないとは思いますので、そこら辺のところは検証させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

吉村委員長 ほか。今のことをもうちょっと深くおっしゃいますか。それとも、今の答弁でオーケーですか。あと相撲Wi-Fiのほう。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

相撲Wi-Fiの件ですが、相撲Wi-Fiのほうも設置してかなりの年数がたってきているものでございます。避難所のWi-Fi環境についても、いろいろ全ての指定避難所において、どういうふうな整備方法があるかというのは、現在検討をしているところでございます。その辺は相撲Wi-Fiとかぶらないような形で検討はしていきたいなと考えておりますけども、その辺はまた、Wi-Fiの環境については、研究させていただきたいなと思います。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ちょっと今、補足でございます。この4月から大規模改修をしてオープンしました、リニューアルという形でオープンしましたいきいきセンターにつきましては、常にWi-Fiのほうは、相撲Wi-Fiとは別のそういったWi-Fiを設定させていただいておりますので、そういったことも含めて補足させていただきます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 いきいきセンターも避難所になっていましたね、たしか。そこについては観光Wi-Fiというか、相撲Wi-Fiじゃなくて、速度の速いというのを入れられたんかなと思うんですけど、その相撲Wi-Fi、これまた調べておいてくださいね。それで、ほんまに災害時に全部、そこに来られて、回線がパンクせえへんのかとか、そういうところというのをやっぱり調べておいてもらわんと、やっぱり災害のときに、それが使えるんやったらいいんですけど、それとあと、まだ多分5か所のままやと思うんですけど、随時増やしていく予定というか、増やしていく、避難所のところにWi-Fi増やしていく予定があんのかというのをもう1個答弁でお願いしたいのと、それとあと緊急指定避難場所、僕の区の公民館には、相撲Wi-Fi来ているんですね。Wi-Fiあるんです。Wi-Fi環境があるんですけど、ほかの60か所ある指定緊急避難場所ですかね、言うたら公民館とかには全部Wi-Fi環境というのは整っているのかというところ、ちょっと教えていただきたい。

それとあと、さっき、1問目のやつなんですけど、3分というのは僕ちょっと大げさなんかもしれないですけど、ただ、遅れてたんは事実なんですよ、確かに。それが、こうやって避難してくださいねというやつやったらまだいいんですけど、もう間もなく地震が来ますというような案内のやつで、それが遅れてたんですね。防災無線のほうがね。そのときってそんなんもう、うちの、そやからそのとき、妻もいましたけど、こんなんもう意味ないよなという話もした覚えがあるんですね。そやから、その辺もう一回、何かあんのちゃうかなと思うんです。だから、ちょっと1回、先ほどやったら、部長の答弁やったら、そんなにタイムラグないやんみたいな感じやってんけど、何か僕はそういうあったんでね。だから、もう一回調べてほしいなというところあるんです。

吉村委員長 じゃ、阿古市長。

阿古市長 Jアラートのほうは、外国のほうからミサイル発射したときでもありますけど、できるだけ早い情報がという思いはもうそのとおりでございまして、地震もまさにそのとおりだと思います。葛城市独自で何かをしているというわけではございませんで、国のほうから流れ

てくる情報を、多分機械内部の中で処理しているのだと思いますので、こちらのほうの機械に原因があるのか、もうシステムとしてそうなっているのかという確認はさせていただきたいと思います。

それから、避難所のW i - F i の環境の件なんですけども、今、特にまずは15か所、今回の場合も南海トラフ地震の注意報が出たときの避難をしていただく15か所、各大字から避難していく15か所につきましては、まずW i - F i 環境は整える必要があると考えておりますので、その15か所を確認させていただきたいと思います。学校施設等の体育館もたしかあったと思いますので、それが学校施設のW i - F i が使えるかどうかも含めて、確認をさせていただきたいと思います。

あとの地区の公民館の避難所につきましては、ちょっと検討課題にさせていただきませんか。まず、調べるという作業をさせていただきますけども、そちらのほうの整備については、どのようにしていくのかというのは、考えさせていただきたいと思います。15か所につきましては、至急、早急調べて、また準備をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 分かりました。じゃ、調べていただいて、また後ほどご報告お願いしたいと思います。

関連で、奥本委員。

奥本委員 W i - F i について関連でお伝えしておきます。W i - F i 、こちらで、仮にルーター整備したとしても増やしても、収容数は増えるか分かりませんが、基本的に通信会社の回線が貧弱であれば意味がないんです。そこに集中して使えなくなるのをふくそうといいます。ふくそうが起こる原因というのは、やはり基地局の数が少ないというのがありますので、そこをまず、通信会社のほうに確認する必要があります。大規模の大人数を収容できる避難所であれば、これぐらいの基地局の、要するに、そのエリア内でアンテナを確保してくださいというところを要請せんと駄目なんです。それはもう行政しか多分できませんので、まず、そこは通信会社のほうに確認していただいて、このままではちょっと不足するなというところであれば、ただ、それはもうインフラ整備になりますので、通信会社のほうも、すぐ分かりましたと言ってくれません。もう日本全国に対して、このエリアでこれぐらいというのは大体割当てあって、よっぽど大災害起こったら、ポータブルの基地局持って増設しますけども、通常難しいんですよ。でも、それ言わないと増えませんので、まず、そこも並行してやっておいてください。

吉村委員長 分かりました。そちらのほうも、先ほどの調査と併せてお願いをしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにございませんか。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

吉村委員長 以上で委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、本当に今日も慎重審議お疲れさまでございました。それで、冒頭部長からご報告ありました中にもありましたけれども、やはり信頼できる情報というふうなことをおっしゃっていました。やはり私も、何か今の委員会の中で防災マップのことがありましたので、スマホで確認したりとかもさせてもらっていたんですが、信頼できる情報と、もう一つやはり、これは、また検討をお願いしたいんですが、やはり最新の情報をいかにアップするか、例えば先ほどもありましたけど、ため池等、やはり耐震の工事がやったりとかしたら、それを反映するという事なんですけど、どうしてもやはり今、もちろん防災マップ1つ作るにしても、いろんな手続とかあるので、瞬時にはなかなか難しいと思いますけれども、それでも、できるだけ今までよりも速やかに情報更新をするというようなことも、またご検討願えたらと思います。やっぱり今の方ってすぐスマホで見たりとかして、それがやはり最新の情報だというふうに思ってしまうところもあろうと思いますので、こちらのほうもよろしく願いをいたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時08分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始